



上下水道料金の改定について

上下水道料金は、平成20年度の公共料金見直しの際、50%の増額を決めており、負担軽減の経過措置として平成20年度に25%の増額、残りの25%増額を本年4月から適用することになっていました。このたびの改定率は、4月1日から施行される消費税の増額分の3%にとどめました。残りの増額分については、伝えられているような経済情勢などの好転が地方では感じとれない中で、これ以上の料金値上げは避けなければならないとの判断から、次のとおり上下水道の料金を改定させていただきました。

平成20年度の改定時には市町村合併が進められており、多くの市町村では自立か合併かの選択を迫られました。占冠村は自立の道を選び、将来の財政不安に対処すべく公共料金の見直しを行ないました。今般、上下水道料金の改定時期を迎え、その当時と状況は変わったものの、消費税の増税という課題に対処するため、あらためて、料金の見直しを行なったものです。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◆改定前の料金◆

【水道料金】

区分	基本料金（1か月につき）		超過料金		備考
	基本水量	金額	水量	金額	
一般1種	10m ³	1,110円	1 m ³ 増すごとに	80円	一般家庭用
一般2種	10m ³	1,110円		80円	農業家庭用
営業用	20m ³	2,170円		90円	
団体用	20m ³	2,680円		90円	
大口用	50,000m ³	150,000円	1,000m ³ につき	3,130円	
農業用	1 m ³	80円			
臨時用	1 m ³	280円			

【下水道料金・合併浄化槽使用料・個別排水処理施設使用料】

種別	基本料金（1か月につき）		超過料金 （1 m ³ につき）	備考
	基本水量	金額		
一般用	10m ³ まで	1,190円	120円	
営業用	20m ³ まで	2,310円	130円	中央処理区：平成28年12月まで半額措置
団体用	20m ³ まで	2,860円	130円	トナム処理区：平成29年7月まで半額措置

※備考に記載されている半額措置については、国および地方公共団体の使用者は対象外です

◆改定後の料金◆

（改定後の料金は、4月使用（5月検針）分から適用されます）

【水道料金】

区分	基本料金（1か月につき）		超過料金		備考
	基本水量	金額	水量	金額	
一般1種	10m ³	1,150円	1 m ³ 増すごとに	90円	一般家庭用
一般2種	10m ³	1,150円		90円	農業家庭用
営業用	20m ³	2,240円		100円	
団体用	20m ³	2,760円		100円	
大口用	50,000m ³	154,290円	1,000m ³ につき	3,220円	
農業用	1 m ³	90円			
臨時用	1 m ³	290円			

【下水道料金・合併浄化槽使用料・個別排水処理施設使用料】

種別	基本料金（1か月につき）		超過料金 （1 m ³ につき）	備考
	基本水量	金額		
一般用	10m ³ まで	1,230円	130円	
営業用	20m ³ まで	2,380円	140円	中央処理区：平成28年12月まで半額措置
団体用	20m ³ まで	2,950円	140円	トナム処理区：平成29年7月まで半額措置

※備考に記載されている半額措置については、国および地方公共団体の使用者は対象外です。

■お問い合わせ 産業建設課 水道担当 電話 56-2172
土木下水道担当 電話 56-2173



占冠村の企業を支援します

占冠村地域企業振興条例による支援期間を延長しました。

この条例の支援を受けられるのは占冠村に3年以上事業所を置いている事業者です。

国または道の制度による支援を受けている場合でもこの条例による支援（国または道の支援の差額）を受けることができます。ただし、次の場合は支援を受けることができません。

- 占冠村活力あるむらづくり対策条例による助成など類似する村の制度による支援を受けている場合
- 村から運営補助金を受けている場合
- 村の出資を受けている場合

【注意】この支援は平成29年3月31日で終了します。



人材育成支援

経営者または従業員に対し、必要な技能を習得させるために助成を行ったときに支援します。

- ★受講料もしくは講習を受けるための負担金及び教材費のうち100分の90以内に相当する額。年額1人あたり30万円、1企業60万円を上限
- ★当該研修に要した日数に要する従業員の賃金に相当する額のうち100分の90以内に相当する額。年額1人あたり30万円、年額1企業100万円を上限

雇用支援

※常用従業員とは、厚生年金保険及び健康保険に加入する者をいう。

新たに常用従業員を雇用したことで常用従業員が増え、その状況が1年間続いたときに支援します。さらに、その状況が2年、3年を超えたときに支援をします。ただし、支援は3年間を限度とします。増えた常用従業員1人につき、

- ★村民を雇用したときは、年額50万円以内、1事業所につき100万円以内
- ★村民以外を雇用したときは、年額25万円以内、1事業所につき50万円以内

多角化支援

※多角化～現在の産業分類から別の産業分類に進出すること。
(例：建設業→農業)

多角化を行うとき、村内に事業所を置いており、かつ従業員が1人以上（事業主を含む）いる場合、支援します。

- ★商品券20万円
- ★多角化の事業が1年又は2年以上継続し、更に継続されると認められる場合、現金15万円と商品券10万円

工場・医療・福祉・情報通信施設支援

工場、医療・福祉・情報通信施設を新設または増設したときに固定資産税を3年間免除します。

用地取得支援

工場、医療・福祉・情報通信施設の新設・増設に伴い当該施設の建設に係る用地を村内に取得した場合、用地取得費の100分の50に相当する額を1企業1回限り1千万円を限度に支援します。

環境保全推進支援

- ★工場、医療・福祉・情報通信施設を新設・増設し、村内で環境保全のために緑化事業を行ったときに、緑化事業に直接要した費用の100分の30に相当する額を、1企業1回限り100万円を限度に支援します。ただし、新設・増設から3年以内に行われた事業に限ります。
- ★工場、医療・福祉・情報通信施設を新設・増設し、事業活動に伴うCO₂排出削減設備を導入したときに、CO₂排出削減設備を導入するために直接要した費用の100分の50相当する額を1企業1回限り500万円を限度に支援します。ただし、新設・増設から3年以内に行われた事業に限ります。

特産品開発支援

地域資源を活用した新商品・新製品の開発を行い、製品化のうえ販売を開始したときに、開発に直接要した費用の100分の50相当額を1企業1回限り50万円を限度に支援します。

詳細は、担当へお問い合わせください。

■お問い合わせ 企画商工課 商工観光担当 電話56-2124